

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）

改 正 案	現 行	
（金庫の子会社の範囲等）	（金庫の子会社の範囲等）	第四十五条 （略）
第二百五十五条 （略）	第二百五十五条 （略）	第六百五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十 八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府 令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引 法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場され ている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登 録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。
一〇八 （略）	一〇八 （略）	第六百五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十 八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府 令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引 法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場され ている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登 録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。
九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法 律第一百三十三条）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている 会社	九 （新設）	第六百五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十 八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府 令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引 法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場され ている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登 録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。
十一 （略）	十一 （略）	第六百五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十 八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府 令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引 法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場され ている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登 録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。
七 （略）	七 （略）	第六百五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十 八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府 令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引 法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場され ている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登 録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する

会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けていいる期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する

会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

9
{}
11
(略)
を処分したときは、この限りでない。

9
{}
11
(略)